

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	令和4年7月15日提出
【計算期間】	第1期計算期間（自 2021年10月29日至 2022年4月18日）
【ファンド名】	アクサ世界株式ファンド
【発行者名】	アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 ローラン・ジャックマン
【本店の所在の場所】	東京都港区白金一丁目17番3号
【事務連絡者氏名】	内藤ゆかり
【連絡場所】	東京都港区白金一丁目17番3号
【電話番号】	03-5447-3100
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

信託財産の成長を目指して運用を行います。

②信託金限度額

信託金の限度額は、信託約款の規定により1兆円となっております。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③ファンドの特色

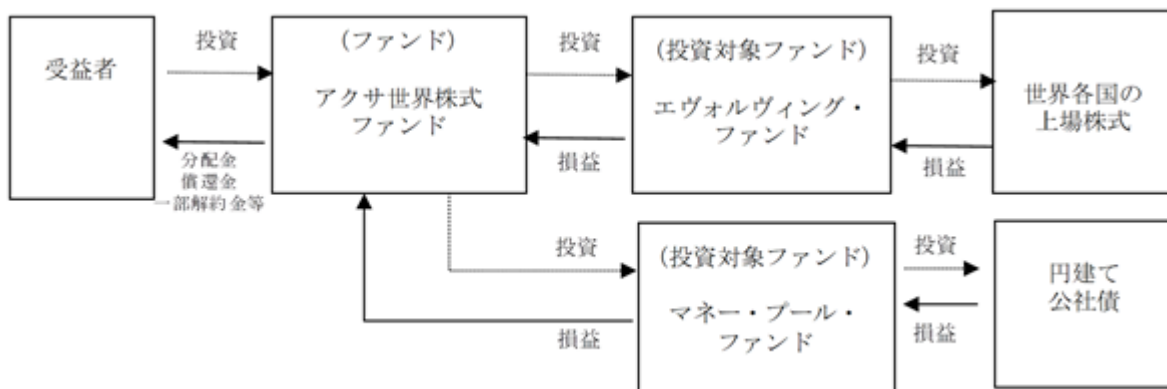
- 主として国内外の投資信託証券（以下「投資対象ファンド」ということがあります。）への投資を通じて、世界の上場株式にアクティブに投資することで、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

● 投資対象ファンド

1. ルクセンブルク籍円建外国投資信託証券「アクサ・ワールド・ファンド・フラムリントン・エヴォルヴィング・トレنز（ $\frac{21}{6F}$ シェアクラス）」（以下「エヴォルヴィング・ファンド」ということがあります。）
2. 国内籍投資信託 アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド＜適格機関投資家私募＞（以下「マネー・プール・ファンド」ということがあります）

※投資割合は「アクサ・ワールド・ファンド・フラムリントン・エヴォルヴィング・トレنز（ $\frac{21}{6F}$ シェアクラス）」を高位に維持することを基本とします。

● 投資形態 ファンド・オブ・ファンズ



＜エヴォルヴィング・ファンドの運用の主な特色は以下のとおりです。＞

- 世界各国の株式を主要投資対象とします。
- 世界の上場株式にアクティブに投資することにより、投資資産を長期的に増加させることを目指します。
- 投資顧問会社は、投資ポートフォリオの構成について幅広く決定する権限があります。
- 主としてあらゆる時価総額規模の企業やあらゆるセクターの世界の株式や株式関連証券に投資します。

- また、マネーマーケット商品やUCITS、預金に投資することがあります。
- UCITSその他のファンドは純資産の10%まで組み入れることがあります。
- アクサ・インベストメント・マネージャーズのESG（環境、社会、ガバナンス）基準に準じます。運用担当者は、投資プロセスにESG基準を統合することに努め、たばこや大量破壊兵器などの特定セクターを排除し、また、国連グローバル・コンパクト原則に厳しく抵触する企業やESGスコアが低位である企業の株式への投資を行いません。運用担当者は、原則として、銘柄選択プロセスに常にESG基準を取り入れます。

● 運用体制（運用プロセスの概念図）

1. 長期的視点で成長が期待される企業の株式に投資するための、長期的投資の着目点

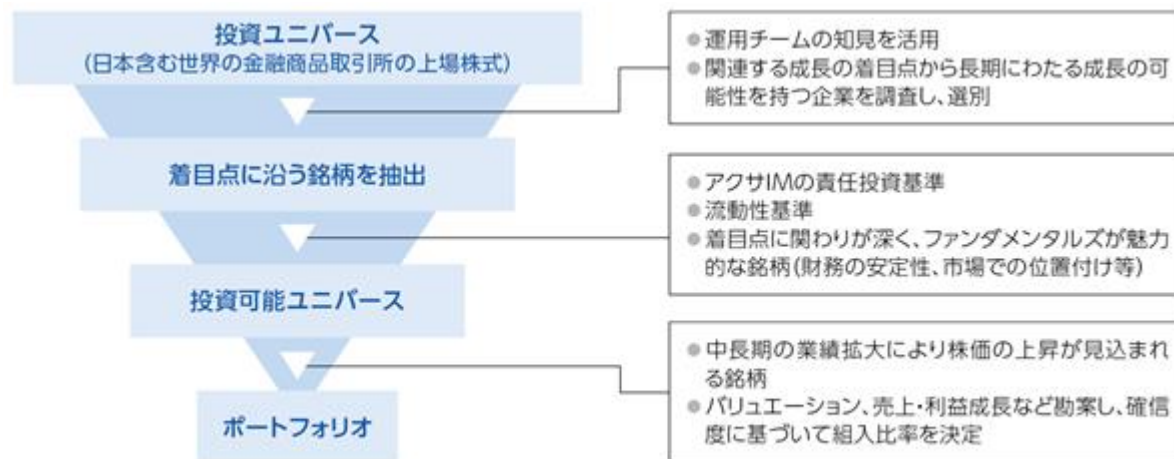
- 人口動態の変化やテクノロジーの発展等が引き起こす世界的な長期的構造変化に着目します。
- この構造変化から将来の経済の中心となる長期的な投資の着目点を発掘します。



* 上記は本書作成日現在の投資テーマであり、将来変更となる場合があります。

2. 長期的投資の着目点に沿った成長性の高い企業を厳選して投資

- 長期的投資の着目点に沿った成長性の高い企業を見出します。
- この成長性の高い企業のうち、更に、中長期での成長力、市場での競争優位性などを勘案して、確信度に基づいて銘柄を選択します。



資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

<商品分類>

追加型投信／内外／株式型に属します。

○ 課税上は株式投資信託として取り扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下のとおりです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
	海外	債券 不動産投信 その他資産
追加型	内外	資産複合

※一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

- ・追加型投信とは「一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド」をいいます。
- ・内外とは「目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。
- ・株式とは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ		
株式	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファン ド	あり		
一般	年2回	日本				
大型株						
中小型株	年4回	北米				
債券		欧州				
一般		アジア				
公債		オセアニア				
社債	年6回 (隔月)	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし		
その他債券	年12回 (毎月)	アフリカ				
クレジット属性		中近東 (中東)				
不動産投信	日々	エマージング				
その他資産 (投資信託証券 (株 式))	その他					
資産複合						
資産配分固定型						
資産配分変更型						

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

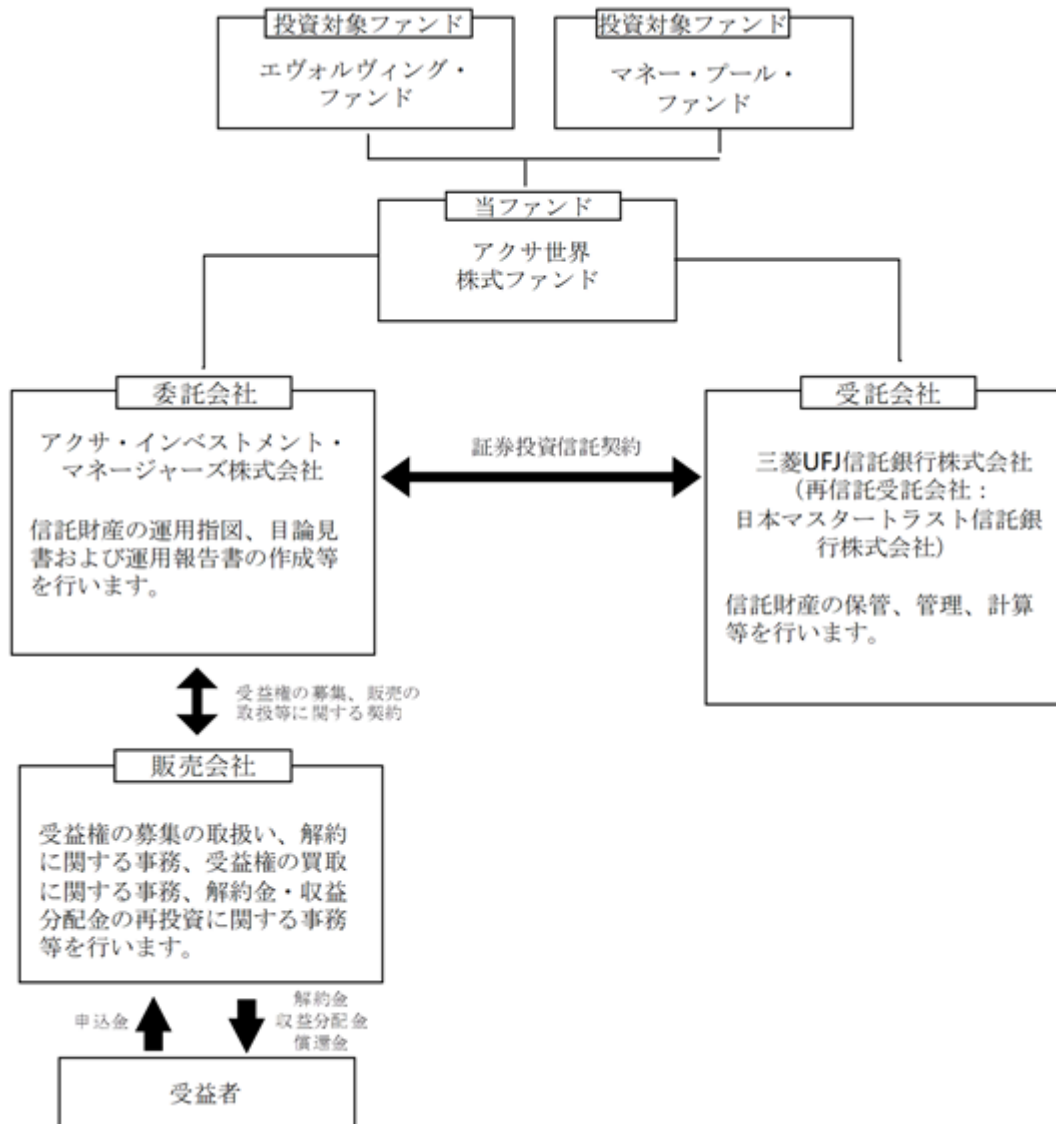
※一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

- ・その他資産とは、「組み入れている資産」そのものをいいます。
- ・収益の源泉となる資産と組み入れている資産とが異なる理由は、投資信託証券へ投資することにより、内外の株式を実質主要投資対象とするためです。
- ・年2回とは「目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるもの」をいいます。
- ・グローバルとは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。当ファンドにおいては、当該世界資産の中に日本を含みます。
- ・ファンド・オブ・ファンズとは一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- ・為替ヘッジなしとは「目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの」をいいます。

(2) 【ファンドの沿革】

2021年10月29日 信託契約締結、当ファンドの設定および運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



●ファンドに関する契約の概要

a. 証券投資信託契約

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」ということがあります。）の規定に基づいて作成され、予め監督官庁に届け出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間で締結されるものです。主な内容は、ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、信託の元本および収益の管理ならびに運用指図に関する事項等です。

b. 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社が販売会社に委託する業務の内容（受益権の募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、受益権の買取り、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等）等について規定しています。

■委託会社の概況(2022年4月末現在)■

1. 委託会社の名称 : アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社

2. 資本金の額 : 4億5千万円

3. 沿革

昭和62年（1987年） ローゼンバーグ・アセット・マネジメント株式会社として日本において業務開始。

昭和63年（1988年） 投資顧問業登録、及び、投資一任業認可取得。

平成8年（1996年） 「ローゼンバーグ・ノムラ・アセット・マネジメント株式会社」に商号を変更。

平成11年（1999年） アクサ・グループとの資本・業務提携に伴い、「アクサ・ローゼンバーグ・インベストメント・マネジメント株式会社」に商号を変更。

平成14年（2002年）	アクサ・グループ内の「アクサ・インベストメント・マネージャーズ東京リミテッド」より、当該会社の投資顧問業務を事業譲受け。
平成15年（2003年）	投資信託委託業認可取得。「アクサ・インベストメント・マネージャーズ東京リミテッド」の投資信託委託業務を事業譲受け、同会社の日本における業務を統合。
平成18年（2006年）	証券業登録、商号を「アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社」に変更。投資顧問業務、投資信託委託業務、及び証券業務を併営。
平成19年（2007年）	第1種、第2種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代理業の登録。
平成23年（2011年）	「アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社」に商号を変更。

4.大株主の状況

株主名：アクサ・インベストメント・マネージャーズ エス エー

住所：Tour Majunga La Défense 9 - 6 Place de la Pyramide 92800 Puteaux France

所有株式数：114,615 株

所有比率：100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

a) 投資対象

投資対象ファンドを主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

b) 投資態度

主として、投資対象ファンドへの投資を通じて、世界の上場株式にアクティブに投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指します。

なお、外国投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※投資対象ファンドの投資方針は、（2）投資対象「＜参考情報＞投資対象ファンドの概要等」をご参照ください。

（2）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、投資対象ファンドのほか、次に掲げるものとします。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

2. コマーシャル・ペーパー

3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、2. の証券の性質を有するもの

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、1. の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

＜参考情報＞投資対象ファンドの概要等

ファンド名称	アクサ・ワールド・ファンド・フラムリントン・エヴォルヴィング・トレンズ (²¹ / _{6F} シェアクラス)
形態	ルクセンブルク籍／円建／外国投資信託証券／会社型
信託期間	無期限（2010年7月1日設定）
投資対象	世界各国の株式を主要投資対象とします。
投資態度	● 主として、世界の上場株式に投資することで、信託財産の成長を目指して運用を行います。 ● 市場動向によっては、非上場株式および債券等に投資を行う場合があります。
分配方針	分配を行いません。
決算日	毎年12月31日
投資顧問会社	アクサ・インベストメント・マネージャーズUKリミテッド

ファンド名称	アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド＜適格機関投資家私募＞
形態	国内籍／円建／投資信託証券／契約型
信託期間	無期限（2000年12月21日設定）
投資対象	円建ての公社債を主要投資対象とします。
投資態度	● 本邦通貨表示の公社債等に投資を行い、利息等収入の確保を目指して運用を行います。 ● 日本円無担保コールオーバーナイト物レートにより日々運用したときに得られる投資収益を指数化したものをベンチマークとし、これの中・長期的に上回る運用成果を目指します。
分配方針	分配を行いません。
決算日	毎年3月10日
委託会社	アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社

上記は、本書作成日現在のものであり、今後、投資顧問会社等の判断その他理由により変更される場合があります。

（3）【運用体制】

① 運用体制

運用に係る意思決定については、委託会社の運用部が統括しており、当ファンドへの投資対象ファンドの組入方針および当ファンドの分配方針等を決定する体制としております。

② 内部管理体制

当ファンドの運用方針に即した運用の適正性確保を図るべく、業務部、リスク管理部門（グループ会社への業務委託を含む。以下同様。）およびコンプライアンス部による常時モニタリングを行います。また、投資対象ファンドを含む当ファンドの運用、パフォーマンス、リスク等については、経営陣、運用部およびリスク管理部門を中心としたパフォーマンス&インベストメント・リスク委員会において、適宜レビューを行うこととしています。

③ 関係法人に対する管理体制

受託会社については業務遂行能力やコスト等を勘案し選定を行うとともに、日々の指図の実行状況や純資産照合、月次の勘定残高照合などを通じて、受託業務の遂行状況の管理およびその適切性の確保を図っています。また、受託業務の内部統制の有効性について、監査人による報告書を定期的に受領し、レビューを実施します。

（４）【分配方針】

①収益分配方針

毎年4月16日および10月16日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（繰越欠損補填後、評価損益を含む）等の金額とします。
- 分配金額は分配対象額の範囲で、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないこともあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

②収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、当該諸経費に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、当該諸経費に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の交付

a. 一般コース^{*1}

収益分配金は、原則として決算日から起算して7営業日目までにお支払いを開始します。

b. 自動けいぞく投資コース^{*1}

収益分配金は、自動けいぞく投資契約^{*2}（取得申込者と販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従った契約をいいます。以下同じ。）により、決算日の基準価額により自動的に無手数料で再投資されます。なお、販売会社が別に定める契約により、分配金を受益者に支払う場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

※1 販売会社によっては、コースの名称が異なることがあります。

※2 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

※販売会社によっては、コースの取扱いがどちらか一方のみの場合、取得申込後のコース変更ができない場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（５）【投資制限】

a. 約款に定める主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への直接投資は原則として行いません。
- デリバティブの直接利用は行いません。
- 信用取引は行いません。
- 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 資金の借入れ
 - ①委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - ③収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④借入金の利息は信託財産中から支弁します。

３【投資リスク】

当ファンドは、投資対象ファンドへの投資を通じて、値動きのある有価証券等に投資します。このため、当ファンドの基準価額は、実質的な組入有価証券等の値動き等により変動しますので、当該組入有価証券等の価格の下落、組入有価証券等の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

従って、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。

● 価格変動リスク

当ファンドが実質的に投資を行う株式等の価格は、政治・経済・社会情勢、株式等の発行企業の業績や信用度、市場の需給関係等を反映して変動します。当ファンドが実質的に投資している株式等の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

● 為替変動リスク

当ファンドが実質的に投資を行う外貨建資産の円換算価値は、当該資産における価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替相場の変動の影響を受け、損失を被る場合があります。為替相場の変動が円高に推移した場合は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

● 金利変動リスク

当ファンドが実質的に投資を行う株式等の価格は市場金利の変動により変動することがあり、これに伴い基準価額が下落することがあります。

● 信用リスク

株式等の発行体が経営不安、倒産、債務不履行となるおそれがある場合、または実際に債務不履行となった場合等には、当ファンドは実質的に保有する有価証券等の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。

● 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行うことができない場合には、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となり、基準価額の下落要因となることがあります。

● カントリーリスク

投資対象としている国や地域において、政治・経済・社会情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合等には、予想外に基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。特に新興国や地域では、政情に起因する諸問題が有価証券や通貨に及ぼす影響が先進国と比較して大きくなることがあります。

● 当ファンドの資産規模に係る留意点

資産規模によっては、分散投資が効率的にできない場合、または、受益者の利益が懸念される状況となる場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

換金の申し出により、当ファンドの受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、純資産総額が30 億円を下回ることになった場合、または取引市場の混乱等その他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

● 申込み、解約等に関する留意点

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済業務の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みおよび解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受け付けた申込みおよび解約を取り消すことがあります。

● 収益分配金に関する留意点

決算時に諸経費控除後の利子・配当収入および売買益等の中から収益分配を行います。これにより一定水準の収益分配金が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、基準価額水準、市況動向等によっては、分配を行わないことがあります。

投資者の当ファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

● ファンド・オブ・ファンズ方式に関する留意点

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。そのため、投資対象ファンドが有するリスクを間接的に受けることになります。

● 流動性リスクに関する留意点

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

● 金融商品取引法第37条の6の規定に関する留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

● 法令・税制・会計制度等の変更の可能性

法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性があります。

※ 投資リスクは、上記に限定されるものではありません。

<リスク管理体制>

委託会社ではリスク管理を重視しており、システムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門（リスク管理部門、コンプライアンス部および業務部）においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※ リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率および基準価額の推移^(注)

(2017年5月～2022年4月)

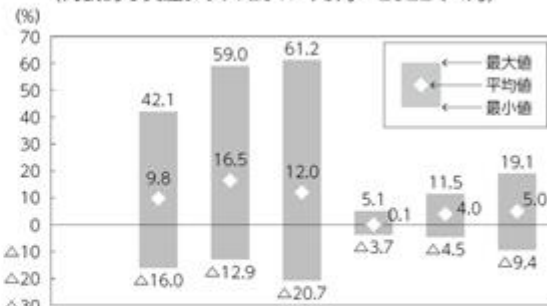


(注)「ファンドの年間騰落率」はファンド設定から1年を経過していないため、表示しておりません。

(注)「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較^(注)

(代表的な資産クラス:2017年5月～2022年4月)



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国国債 新興国国債

(注)グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(注)すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
(注)対象期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小をファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

(注)ファンドは設定から1年を経過していないため、表示しておりません。

各資産クラスについては以下の指数に基づき計算しております。

<各資産クラスの指数>

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
先進国株	MSCIコクサイ指数(税引後配当込み、円建て)
新興国株	S&P新興国総合指数(税引後配当込み、円換算)
日本国債	ブルームバーグ日本総合指数
先進国国債	ブルームバーグ・グローバル国債(日本を除く)トータル・リターン指数(円建て)
新興国国債	JPモルガンEMBIグローバル・ディバースファイド指数(円換算)

(海外の指数は、為替ヘッジをしない投資を想定して、円で表示しています。ドルベースの指数については、委託会社が円換算しております。)

—上記各指数について—

■日本株 東証株価指数(TOPIX) (配当込み):東証株価指数(TOPIX)は、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、同指数に関する知的財産権その他一切の権利は株式会社 J P X 総研又は J P X 総研のグループ会社 (以下「J P X」といいます。) が所有しています。 J P X は、同指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。 J P X は同指数の算出もしくは公表方法の変更、同指数の算出もしくは公表の停止または同指数の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。 ■先進国株 MSCIコクサイ指数(税引後配当込み):MSCIコクサイ指数は、MSCI Inc. が公表している株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。 MSCIの情報はアクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社の内部的な使用のためにのみ使用することができ、いかなる形態においても複製または再配布してはならず、かつ、金融商品、製品またはインデックスのベースもしくは構成部分として使用してはならないものとします。 MSCIの情報は、いかなる投資アドバイスまたは投資決定 (もしくは投資決定を控えること) の推奨をも意図するものではなく、またそのようなものとして依頼されてはならないものとします。過去の経過的データおよび分析は、将来のパフォーマンス分析、予測または予報を示唆または保証するものと受け取られてはならないものとします。 MSCIの情報は現状のままで提供され、ユーザーはこの情報の使用について一切のリスクを自ら引き受けるものとします。 MSCI、その関連会社および MSCIの情報の編集、計算および作成に関与するその他すべての者 (以下総称して「MSCI当事者」といいます) は、 MSCIの情報について一切の保証 (独創性、正確性、完全性、適時性、非侵害、商品性および特定目的への適合性を含みますが、これらに限定されません) を明示的に排除します。 MSCI当事者は、いかなる場合においても、直接損害、間接損害、特別損害、付随的損害、懲罰損害、派生的損害 (逸失利益を含みます) およびその他一切の損害について責任を負いません。 ■新興国株 S&P新興国総合指数 (税引後配当込み): S&P新興国総合指数 (税引後配当込み) は、 S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスが公表している株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべて S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスに帰属します。 ■日本国債 ブルームバーグ日本総合指数は、 Bloomberg社が公表している指数で、日本の債券で構成される債券指数です。 ■先進国国債 ブルームバーグ・グローバル国債 (日本を除く) トータル・リターン指数は、 Bloomberg社が公表している指数で、日本を除く世界主要国の国債で構成される債券指数です。 [Bloomberg®] およびブルームバーグ日本総合指数とブルームバーグ・グローバル国債 (日本を除く) トータル・リターン指数は、 Bloomberg Finance L.P. および、同インデックスの管理者である Bloomberg Index Services Limited (以下「BISL」) をはじめとする関連会社 (以下、総称して「ブルームバーグ」) のサービスマークであり、アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社 (以下、当社) による特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグは当社とは提携しておらず、また、アクサ世界株式ファンド (以下、当ファンド) を承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、当ファンドに関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。 ■新興国国債 JPモルガンEMBIグローバル・ディバースファイド指数は、 J.P.Morgan Securities LLC が算出し公表している指数で、新興国の債券で構成される指数です。同指数の著作権およびその他知的財産権はすべて J.P.Morgan Securities LLC に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が定めた手数料率（3.3%（税抜 3.00%）以内）を乗じて得た額となります。詳細は、販売会社にお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明、情報提供等、ならびに購入に関する事務コスト等の対価として、販売会社にお支払いいただく費用です。

・自動けいぞく投資契約（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

・販売会社によっては、申込手数料に減免等の優遇措置を設けている場合があります。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額（消費税等（消費税及び地方消費税をいいます。以下同じ。）相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.847%（税抜0.77%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁され、その支払先への配分等は下記のとおりです。

	委託会社	受託会社	販売会社
役務の内容	委託した資金の運用等の対価として	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価として	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価として
配分（年率／税抜）	0.60%	0.02%	0.15%

（＊）投資対象ファンド「エヴォルヴィング・ファンド」において、別途費用等として純資産総額に対し年率0.18%を乗じて得た額が控除され、実質的な信託報酬は合計で年間1.027%程度（税抜0.95%程度）となります。なお、投資対象ファンドにおいて控除される費用等は、将来変更される可能性があります。

（４）【その他の手数料等】

①以下に定める諸経費は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 借入金の利息、信託財産に関する租税、受託会社が立て替えた立替金の利息
2. 信託事務の処理に要する諸費用（法律顧問・税務顧問への報酬、監査報酬、法定開示のための法定書類（有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、目論見書および運用報告書その他法令により必要とされる書類）の作成および印刷費用、および公告費用等を含みます。）

②上記① 1. に定める費用は、委託会社および受託会社で締結される契約に基づき計上されます。

③委託会社は上記① 2. に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、当該支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、当該支払金額について信託財産中から支弁を受ける際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委託会社は、当該支払金額の信託財産中からの支弁を受ける代わりに、これらの諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際または予想される費用金額を上限として、一定の率または一定の金額に基づいて信託財産中から支弁を受けることもできます。また、委託会社は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託会社が定めた範囲内で、上記の受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。一定の率を定めた場合、諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上され、一定の金額を定めた場合、諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数に応じて按分して計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了時に、当該諸費用に係る消費税等に相当する額とともに信託財産中から支弁します。

当ファンドの申込時、換金時および保有期間中に受益者が直接的または間接的に負担する手数料および費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者が当ファンドを保有する期間等に応じて異なるため、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われ、個人受益者、法人受益者毎に以下の取扱いとなります。以下の取扱内容は、2022年４月30日現在のものであり、今後、税制改正等により変更される場合がありますので留意ください。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

＜個人受益者に対する課税＞

課税対象	税率等
収益分配金のうちの 普通分配金	・収益分配時に、次の税率による源泉徴収が行われ、原則、申告不要制度が適用されます。 [2037年12月31日まで] 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%） [2038年１月１日から] 20%（所得税15%、地方税5%） ・受益者の選択により、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することができます。
一部解約および償還等による 譲渡益	・上場株式等の譲渡益は、次の税率による申告分離課税の対象となります。 [2037年12月31日まで] 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%） [2038年１月１日から] 20%（所得税15%、地方税5%） ・特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。特定口座の詳細は、販売会社にお問い合わせください。

● 繰越控除、損益通算

確定申告による場合…換金および償還等により生じたその年分の譲渡損失額は、確定申告により、その年の申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額と損益通算ができます。また、損益通算後の譲渡損失額は、翌年以降３年間にわたり、確定申告により繰越控除することができます。

確定申告によらない場合…源泉徴収を選択した特定口座において、一定の条件を満たす場合には損益通算が可能となります。この場合の損益通算の対象となるのは所定の特定口座にて受領した配当等となります。なお、特定口座に関する詳細は、販売会社にお問い合わせください。

● 少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合

「NISA」および「ジュニアNISA」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。「NISA」および「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

● 確定拠出年金制度等

受益者が、確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税、復興特別所得税 および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用に係る税制が適用されます。

● 配当控除制度

当ファンドは、配当控除制度は適用されません。

<法人受益者に対する課税>

課税対象	税率等
収益分配金のうちの 普通分配金	・収益分配時に、次の税率で源泉徴収されます。 [2037年12月31日まで] 15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%） [2038年1月1日から] 15%（所得税15%）
一部解約金および償還金のうちの 個別元本超過額	・一部解約時および償還時に、次の税率で源泉徴収されます。 [2037年12月31日まで] 15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%） [2038年1月1日から] 15%（所得税15%）

● 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税の額から控除できる場合があります。

● 益金不算入制度

当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

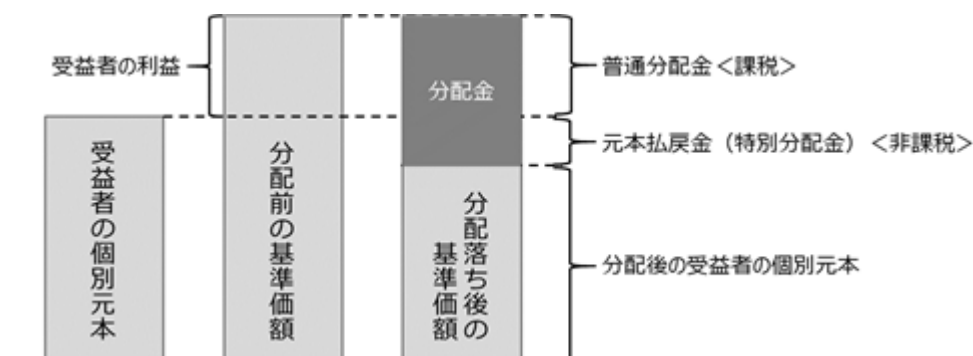
個別元本について

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託のつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても、複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

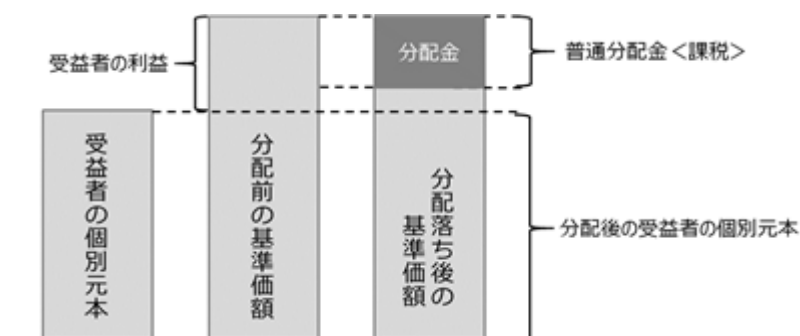
1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が「元本払戻金（特別分配金）」となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が「普通分配金」となります。



※上記は説明を意図したイメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金の各水準を示唆するものではありません。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

（注）税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



※上記は説明を意図したイメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金の各水準を示唆するものではありません。

（注）税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

以下の運用状況は2022年4月28日現在です。
 ・投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルク	14,799,317	98.84
親投資信託受益証券	日本	9,995	0.07
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	—	163,792	1.09
合計(純資産総額)		14,973,104	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量 (株)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 時価金額 (円)	投資 比率
1	アクサ・ワールド・ファン ド・フラムリントン・ エヴォルヴィング・トレ ンズ(ETF)シェアクラス)	日本円 ルクセ ンブル ク	投資証 券 —	1,614.5550	9,467.980 15,286,574	9166.1900 14,799,317	98.84%
2	アクサ ローゼンバー グ・日本円マネー・プー ル・マザー・ファンド	日本円 日本	親投資 信託受 益証券 —	9,611	10,401 9,996	10,400 9,995	0.07%

種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資証券	98.84
親投資信託受益証券	0.07
合 計（対純資産総額比）	98.91

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2022年4月28日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (2021年10月29日)	5,490,000	—	1.0000	—
第1計算期間末日 (2022年4月18日)	15,378,885	15,378,885	0.9609	0.9609
2021年10月末日	5,490,000	—	1.0000	—
11月末日	11,108,320	—	0.9933	—
12月末日	12,714,430	—	1.0180	—
2022年1月末日	12,238,107	—	0.9130	—
2月末日	12,766,686	—	0.9136	—
3月末日	15,142,710	—	0.9832	—
4月末日	14,973,104	—	0.9303	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	△3.9

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間の設定および解約口数は次のとおりです。

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1計算期間	16,120,234	115,597	16,004,637

(注) 第1計算期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

《参考情報》

運用実績

基準日:2022年4月28日

※過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準価額・純資産の推移

■設定来の基準価額および純資産総額の推移

(設定日(2021年10月29日)～2022年4月28日)



※分配金再投資基準価額は税引き前分配金を再投資した場合の基準価額です。

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の価格です。

※設定日：2021年10月29日

■基準価額・純資産総額

(基準価額は1万口当たり)

基準価額	9.303円
純資産総額	1,497万円

分配の推移

■分配金

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金額
2022年4月	0円
設定来累計	0円

主な資産の状況

■資産構成比率

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	アクサ・ワールド・ファンド・フラムリントン・エヴォルヴィング・トレンズ (Mシェアクラス)	投資証券	98.84
2	アクサ ローゼンバーク・日本円マネー・プール・マザー・ファンド	親投資信託 受益証券	0.07

■組入上位10銘柄

(組入れ銘柄数：60)

	銘柄	国/地域	業種	投資比率 (%)
1	Alphabet	アメリカ	コミュニケーション・サービス	5.1
2	Waste Connections	アメリカ	資本財・サービス	3.1
3	UnitedHealth Group	アメリカ	ヘルスケア	3.0
4	National Grid	イギリス	公益事業	2.8
5	Fidelity Natl Info Svcs	アメリカ	情報技術	2.6
6	TE Connectivity	アメリカ	情報技術	2.6
7	Apple Inc.	アメリカ	情報技術	2.6
8	Microsoft	アメリカ	情報技術	2.5
9	Qualcomm	アメリカ	情報技術	2.5
10	Fiserv	アメリカ	情報技術	2.4

※上記は、主要投資対象ファンドである「アクサ・ワールド・ファンド・フラムリントン・エヴォルヴィング・トレンズ」の組み入れ状況です。
 ※業種は、GICS（世界産業分類基準）の分類、国/地域は投資対象ファンドの投資運用会社が作成した分類により作成しています。投資比率は、主要投資対象ファンドにおける純資産比です。

ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

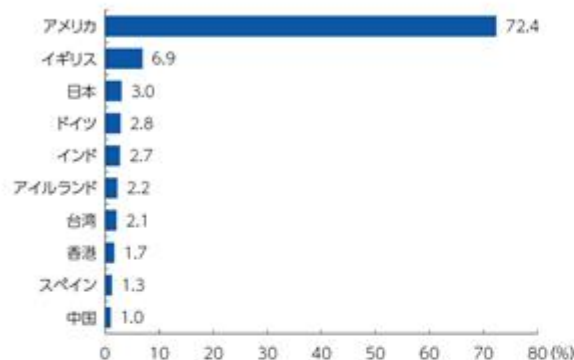
運用実績

基準日:2022年4月28日

※過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

主な資産の状況

■組入上位10ヵ国／地域

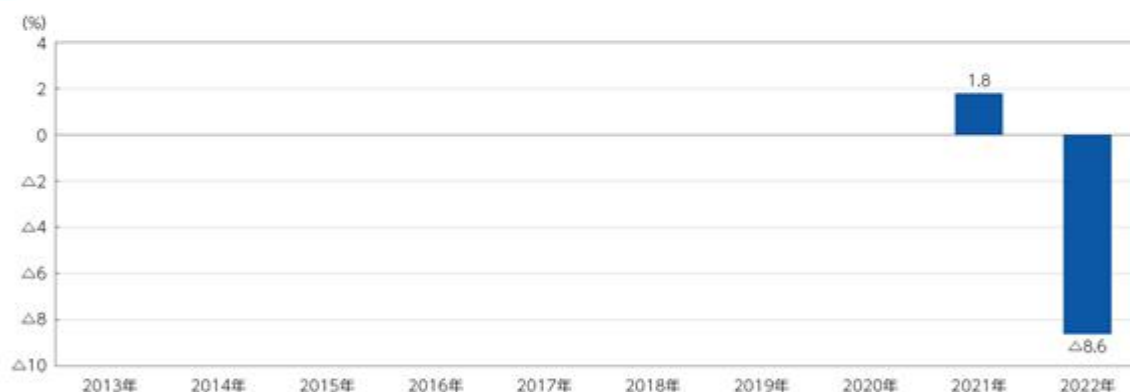


■組入上位10業種



※上記は、主要投資対象ファンドである「アクサ・ワールド・ファンド・フラムリントン・エヴォルヴィング・トレンズ」の組み入れ状況です。
 ※業種は、GICS（世界産業分類基準）の分類、国／地域は投資対象ファンドの投資運用会社が作成した分類により作成しています。投資比率は、主要投資対象ファンドにおける純資産比です。

■年間収益率の推移



※ファンドにベンチマークはありません。

※2021年10月29日が設定日のため、2020年以前の実績はありません。2021年は10月29日から12月末日までの騰落率です。

2022年は4月末日までの騰落率です。

※騰落率はアクサ世界株式ファンドの分配金再投資基準価額の騰落率です。

ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）取得の申込みは、販売会社で受け付けます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・販売会社につきましては、下記までお問い合わせください。

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社

電話番号 03-5447-3160（営業日9：00～17：00）

ホームページ <https://www.axa-im.co.jp/>

（2）取得の申込みの受付は、申込受付不可日（※1）を除く販売会社の営業日（※2）に行われます。

（※1）申込受付不可日は、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行またはルクセンブルクの銀行のいずれかが休業日に当たる日、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日です。詳細は販売会社にお問い合わせください。

（※2）原則として、午後3時までに取得の申込みが行われ、かつ当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの取得の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

・委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。なお、取得の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の取得の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得の申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得の申込みを受け付けたものとして、下記（4）の規定に準じて計算された価額とします。

（3）収益分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取るコース（以下「一般コース」といいます。）と収益の分配時に分配金を無手数料で再投資するコース（以下「自動けいぞく投資コース」といいます。）の2つのコースがありますが、販売会社によっては、原則として「自動けいぞく投資コース」のみを取り扱う場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（4）申込単位は、販売会社が定める単位となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

・自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金を再投資する場合は、1口単位で取得することができます。

（5）申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

・自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額となります。

（6）申込手数料は、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3.00%）が上限となっております。

2【換金（解約）手続等】

（1）換金の申込みは、販売会社で受け付けます。

（2）換金の申込みの受付は、申込受付不可日（※1）を除く販売会社の営業日（※2）に行われます。

（※1）申込受付不可日は、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行またはルクセンブルクの銀行のいずれかが休業日に当たる日、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日です。詳細は販売会社にお問い合わせください。

（※2）原則として、午後3時までに換金の申込みが行われ、かつ当該換金の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの換金の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

・委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた換金の申込みの受付を取り消すことができます。なお、換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金の申込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込みを受け付けたものとして、下記（4）の規定に準じて計算された価額とします。

- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、信託財産の残高規模および市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える一部解約請求に制限を設けること、または純資産総額に対し一定の比率を超える換金の申込みを制限する場合があります。
- ・換金の申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとしします。
- (3) 換金単位は、販売会社が定める単位となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 換金価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額です。
- (5) 換金手数料は、かかりません。
- (6) 換金代金は、原則として換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社でお支払いします。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

お申込みの方法等は、上記と異なる場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

①基準価額の計算

信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日に算出されます。

②投資対象ファンドにおける評価方法等

投資対象ファンドについては、原則として、計算時に知りうる直近の基準価額で評価します。

(注) 上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行われることもあります。

③基準価額の照会方法

基準価額は、毎営業日に算出され、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社

電話番号 03-5447-3160（営業日9：00～17：00）

ホームページ <https://www.axa-im.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2021年10月29日から、原則として、無期限です。ただし、後記（5）の①のa.、②のa.、③のa.および⑤のb.に該当する場合には信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

原則として毎年4月17日から10月16日までおよび10月17日から翌年4月16日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2022年4月18日までとし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

上記にかかわらず、上記原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】**①信託契約の解約（繰上償還）**

- a. 委託会社は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、もしくはファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、ファンドの信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b.から上記d.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの信託契約に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.から上記d.までに規定するファンドの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

②信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの信託約款を変更しようとするときは、後記⑥の規定に従います。

③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記⑥の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

④委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑤受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記⑥の規定に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、本a.によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託約款を変更することまたはファンドと他の投資信託との併合（投信法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、ファンドの信託約款は本⑥に掲げる以外の方法によって変更することができないものとします。

- b. 委託会社は、上記a.の事項（信託約款の変更については、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、ファンドの信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、ファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.から上記e.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの信託約款に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a.からf.までの規定にかかわらず、ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

⑦ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投信法第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

⑧ 運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を計算期間の末日ごとに作成し、信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。

2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

・ 委託会社のホームページ

アドレス <https://www.axa-im.co.jp/>

3. 前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑨ 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

⑩ 関係法人との契約の更改に関する手続

a. 受託会社との証券投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行うことができます。

b. 販売会社との投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

⑪ 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

a. 他の受益者の氏名または名称および住所

b. 他の受益者が有する受益権の内容

⑫ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（1）収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。

（一般コース）

収益分配金は、決算日から起算して一ヶ月以内の委託会社の指定する日(原則として、7営業日以内)までの間に支払を開始するものとし、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

（自動けいぞく投資コース）

原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、民法第166条第1項第1号または第2号に規定する期間が経過する日までにその支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（2）償還金に対する請求権

受益者は、償還金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日（信託終了日が休業日の場合には翌営業日）から起算して一ヶ月以内の委託会社の指定する日(原則として、7営業日以内)までの間に支払を開始するものとし、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

償還金の請求権は、民法第166条第1項第1号または第2号に規定する期間が経過する日までにその支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（3）換金（一部解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

（4）繰上償還および重大な信託約款の変更等に係る議決権

受益者は、委託会社が繰上償還または重大な信託約款の変更等を行う場合の書面決議において、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。

（5）反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投信法第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（6）帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業の時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
ただし、当ファンドの第1期計算期間は、約款第30条により、2021年10月29日から2022年4月18日までとなっております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（2021年10月29日から2022年4月18日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

【アクサ世界株式ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

第1期 (2022年4月18日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	134,542
投資証券	15,286,574
親投資信託受益証券	9,996
流動資産合計	15,431,112
資産合計	15,431,112
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	1,185
未払委託者報酬	45,588
その他未払費用	5,454
流動負債合計	52,227
負債合計	52,227
純資産の部	
元本等	
元本	16,004,637
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△625,752
（分配準備積立金）	—
元本等合計	15,378,885
純資産合計	15,378,885
負債純資産合計	15,431,112

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 (自 2021年10月29日 至 2022年4月18日)
営業収益	
有価証券売買等損益	△353,430
営業収益合計	△353,430
営業費用	
支払利息	172
受託者報酬	1,185
委託者報酬	45,588
その他費用	5,505
営業費用合計	52,450
営業利益又は営業損失（△）	△405,880
経常利益又は経常損失（△）	△405,880
当期純利益又は当期純損失（△）	△405,880
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△8,656
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,001
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,001
剰余金減少額又は欠損金増加額	229,529
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	229,529
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△625,752

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法による時価で評価しております。
	なお、時価は、投資証券の基準価額を用いております。
	親投資信託受益証券
	移動平均法による時価で評価しております。
	なお、時価は、親投資信託受益証券の基準価額を用いております。
	2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項
	計算期間の取り扱い
	当ファンドの計算期間は原則として、毎年4月17日から10月16日まで及び、10月17日から翌年4月16日までとなっておりますが、2022年4月16日、17日が休業日のため、当計算期間は2021年10月29日から2022年4月18日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第1期

(2022年4月18日現在)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第1期 (2022年4月18日現在)
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	5,490,000円
期中追加設定元本額	10,630,234円
期中一部解約元本額	115,597円
2. 受益権の総数	16,004,637口
3. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	△625,752円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期 （自 2021年10月29日 至 2022年4月18日）	
分配金の計算過程 （2021年10月 29日から2022年 4月 18日まで）	
費用控除後の配当等収益額	－円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円
収益調整金額	－円
分配準備積立金額	－円
当ファンドの分配対象収益額	－円
当ファンドの期末残存口数	16,004,637口
1万口当たり収益分配対象額	－円
1万口当たり分配金額	－円
収益分配金金額	－円

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

	第1期 自 2021年10月29日 至 2022年4月18日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託および投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資証券およびに親投資信託受益証券を主要投資対象としております。投資証券およびに親投資信託受益証券は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3.金融商品に係るリスクの管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク&コントロール部門を設置し、全社的なリスク管理活動およびガイドラインのモニタリング、指導の一元化を図っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

	第1期 2022年4月18日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はあります。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

第1期(2022年 4月 18日現在)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△353,426
親投資信託受益証券	△4
合計	△353,430

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第1期 (2022年4月18日現在)
1口当たり純資産額	0.9609円
(1万口当たり純資産額)	(9,609円)

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	AXA WORLD FUNDS Framlington Evolving Trends Class M (JPY)	1,614.555	15,286,574	
投資証券 合計		1,614.555	15,286,574	
親投資信託受益証券	アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉	9,611	9,996	
親投資信託受益証券 合計		9,611	9,996	
合計		11,225.555	15,296,570	

（注）投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは「アクサ・ワールド・ファンド・フラムリントン・エヴォルヴィング・トレズ（クラス²¹_{6F}）（JPY）」および「アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド」の各受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、すべて「アクサ・ワールド・ファンド・フラムリントン・エヴォルヴィング・トレズ（クラス²¹_{6F}）（JPY）」の受益証券です。また、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて「アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド＜適格機関投資家私募＞」の受益証券です。なお、投資対象ファンドの状況は次の通りです。

「アクサ・ワールド・ファンド・フラムリントン・エヴォルヴィング・トレズ」の状況

以下に記載した情報は、現地において作成された直近入手可能な決算報告書を委託会社において抜粋・翻訳したものです。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）貸借対照表**（単位：米国ドル）**

	(2021年12月31日現在)
資産	
投資有価証券（取得原価）	318,909,253
投資有価証券未実現評価益/評価損	91,742,045
投資有価証券（時価）	410,651,298
現金及び現金同等物	25,189,091
未収追加金	558,087
未収有価証券貸付収益	1,557
未収配当金および税還付金	305,036
その他未収収益	19,172
資産合計	436,724,241
負債	
未払解約金	45,055
外国為替先渡契約未実現評価損	104,340
未払費用	536,458
その他未払金	376,733
負債合計	1,062,586
純資産合計	435,661,655

(2) 有価証券明細表

公的な取引所に上場している、または他の規制市場で取引されている譲渡可能証券

(単位：米国ドル)

Description	Quantity/Nominal Value	Market Value	% of net assets/
株式			
China			
Alibaba Group Holding	574	70,596	0.02
Alibaba Group Holding Ltd	395,684	5,574,800	1.28
Tencent Holdings Ltd	71,500	4,064,292	0.93
		9,709,688	2.23
Denmark			
Orsted A/S	25,700	3,270,653	0.75
		3,270,653	0.75
Germany			
Siemens AG	49,997	8,649,563	1.99
		8,649,563	1.99
Hong Kong			
AIA Group Ltd	503,300	5,106,943	1.17
		5,106,943	1.17
India			
Dr Lal Pathlabs Ltd	148,318	7,385,757	1.70
HDFC Bank Ltd	95,014	6,148,356	1.41
		13,534,113	3.11
Ireland			
Kerry Group Plc	74,743	9,557,409	2.19
		9,557,409	2.19
Japan			
Hoya Corp	57,450	8,536,056	1.96
Keyence Corp	14,000	8,787,460	2.02
		17,323,516	3.98
Luxembourg			
Befesa SA	62,611	4,781,659	1.10
		4,781,659	1.10
Switzerland			
TE Connectivity Ltd	70,657	11,346,808	2.60
		11,346,808	2.60

Taiwan

Taiwan Semiconductor Manufacturing Co Ltd	457,000	10,158,492	2.33
		10,158,492	2.33

The Netherlands

Alfen NV	50,582	4,986,356	1.14
		4,986,356	1.14

United Kingdom

Ceres Power Holdings Plc	259,185	3,440,371	0.79
Helios Towers Plc	2,425,270	5,558,004	1.28
London Stock Exchange Group Plc	42,461	3,988,600	0.92
National Grid Plc	654,914	9,537,329	2.19
		22,524,304	5.18

United States of America

Adobe Systems Inc	12,916	7,368,965	1.69
Alphabet Inc C shares	6,649	19,415,413	4.45
Amazon.com Inc	3,179	10,722,417	2.46
Ameresco Inc	78,302	6,279,037	1.44
Apple Computer Inc	55,923	9,965,479	2.29
Autodesk Inc	18,976	5,345,729	1.23
Becton Dickinson & Co	22,178	5,616,800	1.29
Boston Scientific Corp	146,394	6,293,478	1.44
Darling Ingredients Inc	92,701	6,291,617	1.44
Dexcom Inc	18,816	10,185,289	2.34
Edwards Lifesciences Corp	49,671	6,491,006	1.49
Exact Sciences Corp	34,186	2,662,748	0.61
Fidelity National Information Services Inc	80,461	8,849,905	2.03
Fiserv Inc	85,468	8,933,115	2.05
Global Payments Inc	49,441	6,738,314	1.55
Globus Medical Inc A	65,044	4,716,340	1.08

Hannon Armstrong Sustainable	74,490	3,995,644	0.92
Intuitive Surgical Inc	24,274	8,818,744	2.02
Microsoft Corp	31,008	10,521,635	2.42

Nextera Energy Inc	109,450	10,153,676	2.33
Nuvasive Inc	33,119	1,725,500	0.40
Paypal Holdings Inc	38,455	7,378,745	1.69
Prologis Trust Inc	47,243	7,935,407	1.82
Qualcomm Inc	66,727	12,193,026	2.80
Salesforce.com Inc	33,253	8,490,488	1.95
Servicenow Inc	17,011	11,134,380	2.56
Silicon Laboratories Inc	44,026	9,077,721	2.08
Teradyne Inc	39,508	6,468,250	1.48
Thermo Fisher Scientific	15,118	10,060,273	2.31
Trimble Navigation Ltd	93,858	8,212,575	1.89
Unitedhealth Group Inc	20,458	10,319,629	2.37
Visa Inc	33,311	7,257,468	1.67
Waste Connections Inc	80,111	10,862,250	2.49
Zimmer Holdings Inc	50,052	6,420,170	1.47
Zoetis Inc	27,296	6,691,887	1.54
		283,593,120	65.09
Uruguay			
Globant SA	19,384	6,108,674	1.40
		6,108,674	1.40
株式合計		410,651,298	94.26
公的な取引所に上場している、または他の規制 市場で取引されている譲渡可能証券の合計額		410,651,298	94.26
投資有価証券合計		410,651,298	94.26
現金及び現金同等物		25,189,091	5.78
その他の純債務		(178,734)	(0.04)
純資産合計		435,661,655	100.00

(3) 外国為替先渡契約明細表

Counterparty	Currency Bought	Amount purchased	Currency sold	Amount Sold	Maturity	Unrealised appreciation/ (depreciation) in sub-fund currency
Hedged share classes						
State Street	EUR	232,552,035	USD	264,151,350	19/01/2022	(561,793)
State Street	USD	47,181,505	EUR	41,222,332	19/01/2022	457,439
Not allocated to a specific share class						
State Street	EUR	3,149	USD	3,577	05/01/2022	(9)
State Street	USD	431,538	EUR	380,861	06/01/2022	(41)
State Street	USD	4,339	JPY	500,000	06/01/2022	(3)
State Street	USD	356,012	EUR	313,680	05/01/2022	568
State Street	USD	2,000	JPY	230,000	05/01/2022	3
State Street	USD	158,641	EUR	140,447	04/01/2022	(504)
					Total	(104,340)

「アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉」の
状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

	2022年4月18日現在
	金 額
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	55,954,865
国債証券	1,061,134,830
地方債証券	121,872,640
特殊債券	301,538,033
社債券	1,103,217,521
未収利息	2,064,921
前払費用	505
流動資産合計	2,645,783,315
資産合計	2,645,783,315
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	—
負債合計	—
純資産の部	
元本等	
元本	2,543,758,483
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	102,024,832
元本等合計	2,645,783,315
純資産合計	2,645,783,315
負債純資産合計	2,645,783,315

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券については個別法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。 ① 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所等における直近の最終相場もしくは当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 ② 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ③ 時価が入手できなかった有価証券 適正な時価を入手できなかった場合、又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
-----------------	--

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2022年4月18日現在)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

		2022年4月18日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況	
	期首元本額	2,431,064,164円
	期中追加設定元本額	152,684,313円
	期中一部解約元本額	39,989,994円
	元本の内訳	
	ファンド名	
	アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド (B)〈適格機関投資家私募〉	1,349,122,444円
	アクサ ローゼンバーグ・ライフ・ソリューション・ファンド安定型(B)〈適格機関投資家私募〉	380,022,361円
	アクサ ローゼンバーグ・ライフ・ソリューション・ファンド安定成長型(B)〈適格機関投資家私募〉	653,680,122円
	アクサ ローゼンバーグ・ライフ・ソリューション・ファンド成長型(B)〈適格機関投資家私募〉	160,923,945円
	アクサ世界株式ファンド	9,611円
	計	2,543,758,483円
2.	受益権の総数	2,543,758,483口

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

		自 2021年10月29日 至 2022年4月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当該親投資信託は、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当該親投資信託が保有する主な金融資産は国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券であり、売買目的で保有しております。投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当該親投資信託に投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	

II 金融商品の時価等に関する事項

	2022年4月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額ははありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	2022年4月18日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	170,430
地方債証券	△101,210
特殊債券	△208,367
社債券	△600,279
合計	△739,426

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	2022年4月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0401円 (10,401円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	4 1 6 2年国債	200,000,000	200,170,830	
	4 2 5 2年国債	600,000,000	600,600,000	
	4 3 4 2年国債	260,000,000	260,364,000	
国債証券 合計		1,060,000,000	1,061,134,830	
地方債証券	2 4－6 北海道公債	21,500,000	21,565,995	
	2 4－8 愛知県公債	100,000,000	100,306,645	
地方債証券 合計		121,500,000	121,872,640	
特殊債券	1 0 2 道路機構	200,000,000	201,118,717	
	4 1 地方公共団体	100,000,000	100,419,316	
特殊債券 合計		300,000,000	301,538,033	
社債券	1 B P C E S. A.	200,000,000	200,012,204	
	1 クレディ・アグリコル	200,000,000	200,040,303	
	1 サンタンデル	200,000,000	200,394,010	
	2 エイチエスビーシーHD	200,000,000	201,016,000	
	2 0 首都高速道路	100,000,000	100,046,382	
	2 1 東日本旅客鉄道	200,000,000	201,708,622	
社債券 合計		1,100,000,000	1,103,217,521	
合計		2,581,500,000	2,587,763,024	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2022年4月28日現在です。

【純資産額計算書】

I	資産総額	14,977,104	円
II	負債総額	4,000	円
III	純資産総額（I－II）	14,973,104	円
IV	発行済み口数	16,094,081	口
V	一口当たり純資産額（III／IV）	0.9303	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換についての手続き、取扱場所等

該当事項はありません。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（4）受益権の帰属と受益証券の不発行

当ファンドの受益権は、振替口座簿に記載または記録されるため、原則として受益証券は発行されません。

①当ファンドの受益権は、社振法に定める振替投資信託受益権の形態で発行されます。当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託会社が予め当ファンドの受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

②委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

③受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

④委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

⑤受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（5）受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託会社は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

④受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、解約請求の受付、解約金および償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

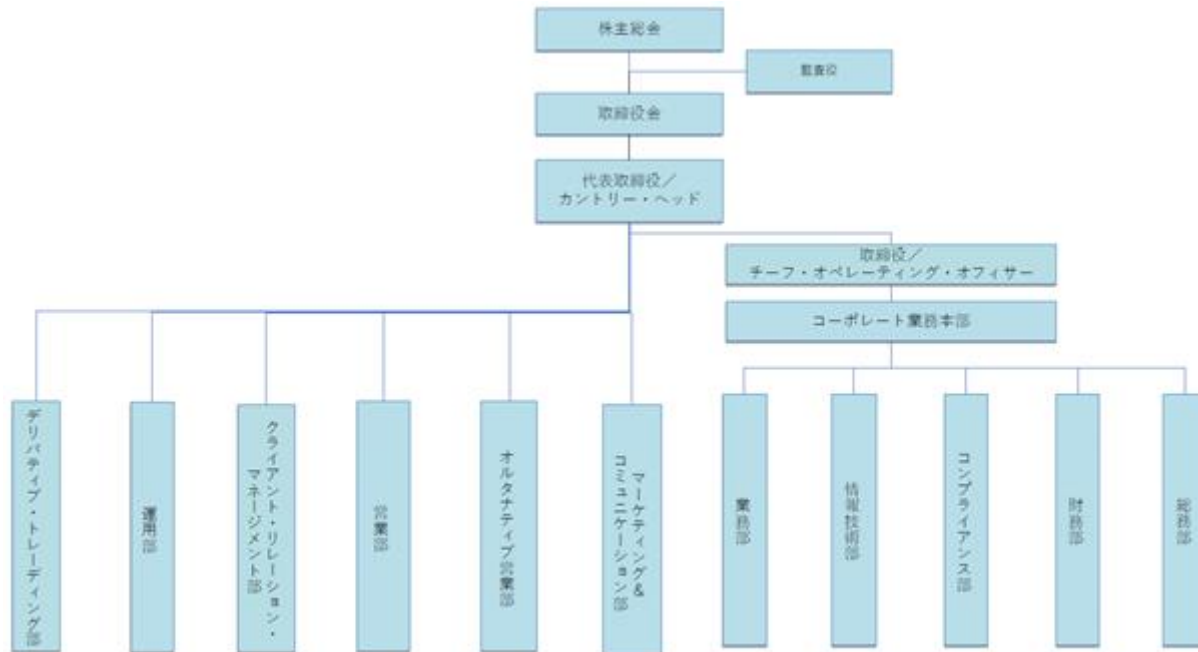
第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（2022年4月末現在）

資本金の額	4億5千万円
発行可能株式総数	14万株
発行済株式総数	11万4615株

(2)会社の機構



2022年4月30日現在

① 会社の意思決定機構

取締役会：企業戦略の方向性や中長期的な視点の議論など、会社法上定められている会社経営に関わる重要事項について決議します。また経営委員会の事業の方向性や活動状況について評価します。

経営委員会：取締役会が任命する構成員によって、取締役会の委任を受けた経営に関する重要事項についての審議・決定を行います。事業の遂行状況に関する報告の適時共有や審議・決定を機動的に行うことにより、事業運営の効率化を図っています。

② 投資運用の意思決定機構

運用部：株式、債券およびデリバティブ等の運用に係る業務を行います。

プロダクト委員会：経営委員会の下部組織として、新規プロダクトの設定や既存商品のレビュー、ファンドの償還など、商品の企画・設定から償還・解約までのサイクルをモニタリングし、その適切な運営を図っています。

パフォーマンス&インベストメント・リスク委員会：経営委員会の下部組織として、投資対象ファンドを含む当ファンドの運用、パフォーマンス、リスク等については、経営陣、運用部およびリスク管理部門を中心とした当委員会において、適宜レビューを行うこととしています。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2022年3月31日現在、次のとおりです（ただし、親投資信託は除きます。）。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	32	1,899,467
合計	32	1,899,467

3【委託会社等の経理状況】

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度（令和3年1月1日から令和3年12月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期別		第35期 (令和2年12月31日)		第36期 (令和3年12月31日)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金			2,365,501		2,826,998
未収委託者報酬			1,022,400		1,271,274
未収運用受託報酬			1,133		1,131
未収投資助言報酬			188,659		181,766
前払費用			18,835		16,966
未収入金			304,669		289,659
流動資産合計			3,901,199		4,587,798
固定資産					
有形固定資産	*1				
建物附属設備		7,590		116,548	
器具備品		16,179		34,075	
有形固定資産合計			23,770		150,623
無形固定資産					
ソフトウェア		0		-	
無形固定資産合計			0		-
投資その他の資産					
長期差入保証金		900		330	
繰延税金資産		90,395		193,719	
投資その他の資産合計			91,295		194,049
固定資産合計			115,066		344,673
資産合計			4,016,266		4,932,471

期別		第35期 (令和2年12月31日)		第36期 (令和3年12月31日)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
未払手数料			19,877		25,983
未払金			60,709		108,530
未払費用			687,562		1,195,079
預り金			17,812		16,007
未払法人税等			124,871		66,901
未払消費税等			62,073		86,323
賞与引当金			14,110		9,978
役員賞与引当金			9,795		11,382
流動負債合計			996,813		1,520,186
固定負債					
長期未払金			917		458
退職給付引当金			172,925		136,850
賞与引当金			17,747		18,594
役員退職慰労引当金			9,932		11,823
役員賞与引当金			18,616		19,796
資産除去債務			16,707		16,707
固定負債合計			236,847		204,230
負債合計			1,233,660		1,724,417
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			450,000		450,000
資本剰余金					
資本準備金		984,235		984,235	
資本剰余金合計			984,235		984,235
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		1,348,370		1,773,819	
利益剰余金合計			1,348,370		1,773,819
株主資本合計			2,782,605		3,208,054
純資産合計			2,782,605		3,208,054
負債純資産合計			4,016,266		4,932,471

(2) 【損益計算書】

期別		第35期 (自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)		第36期 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
委託者報酬			2,852,798		3,408,338
運用受託報酬			4,412		4,041
投資助言報酬			308,071		292,029
その他受入手数料			147,519		114,415
その他営業収益			699,669		773,766
営業収益計			4,012,469		4,592,590
営業費用					
支払手数料			52,178		68,419
広告宣伝費			35,624		39,607
調査費					
調査費		48,475		48,347	
委託調査費		1,444,620		2,003,786	
調査費合計			1,493,096		2,052,134
委託計算費			269,330		211,575
営業雑経費					
通信費		9,138		6,602	
協会費		9,577		9,662	
営業雑経費合計			18,715		16,265
営業費用計			1,868,945		2,388,002
一般管理費					
給料					
役員報酬		98,353		77,083	
役員賞与引当金繰入額		6,343		14,562	
給料・手当		499,478		517,933	
賞与		132,994		197,022	
賞与引当金繰入額		28,354		16,600	
給料合計			765,525		823,201
交際費			519		3,079
旅費交通費			5,398		3,335
法定福利費			64,802		67,412
保険料			8,848		9,750
租税公課			27,114		24,310
不動産賃借料			61,157		59,663
退職金			8,745		106,423
退職給付費用			46,317		51,000
役員退職慰労引当金繰入額			2,567		1,891
固定資産減価償却費			8,065		9,926
事務委託費			240,803		307,597
事務処理損失			-		66,098
諸経費			38,639		143,835
一般管理費計			1,278,555		1,677,527
営業利益又は営業損失(△)			864,968		527,061
営業外収益					
雑益			549		0
営業外収益計			549		0
営業外費用					
為替差損			4,371		4,846
固定資産除却損			-		5,612
営業外費用計			4,371		10,458
経常利益又は経常損失(△)			861,145		516,601
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失(△)			861,145		516,601
法人税、住民税及び事業税			275,850		194,477
法人税等調整額			17,053	△	103,324
法人税等計			292,903		91,152
当期純利益又は当期純損失(△)			568,241		425,449

（３）【株主資本等変動計算書】

第35期（自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	450,000	984,235	984,235	1,430,128	1,430,128	2,884,363	917	917	2,885,280
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	△ 850,000	△ 850,000	△ 850,000	-	-	△ 850,000
当期純利益又は当期純損失(△)	-	-	-	588,241	588,241	588,241	-	-	588,241
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	△ 917	△ 917	△ 917
評価・換算差額等	-	-	-	-	-	-	△ 917	△ 917	△ 917
当期変動額合計	-	-	-	81,758	81,758	81,758	△ 917	△ 917	82,875
当期末残高	450,000	984,235	984,235	1,348,370	1,348,370	2,782,805	-	-	2,782,805

第36期（自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	450,000	984,235	984,235	1,348,370	1,348,370	2,782,805	2,782,805
当期変動額							
当期純利益又は当期純損失(△)	-	-	-	425,449	425,449	425,449	425,449
当期変動額合計	-	-	-	425,449	425,449	425,449	425,449
当期末残高	450,000	984,235	984,235	1,773,819	1,773,819	3,208,054	3,208,054

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法	(1) 建物附属設備 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は4年です。 (2) 器具備品 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は4～15年です。
2. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に備えるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。 (4) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に備えるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	(1)消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

- 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- 「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

令和4年12月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

第35期 (令和2年12月31日)	第36期 (令和3年12月31日)
＊1 有形固定資産の減価償却累計額	＊1 有形固定資産の減価償却累計額
建物附属設備 8,623千円	建物附属設備 2,479千円
器具備品 17,375千円	器具備品 15,839千円

（株主資本等変動計算書関係）

第35期（自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	114,615	—	—	114,615
合計	114,615	—	—	114,615

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和2年3月30日 定時株主総会	普通株式	650,000	5,671.16	令和1年12月31日	令和2年4月13日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

第36期（自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	114,615	—	—	114,615
合計	114,615	—	—	114,615

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和4年3月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	468,000	4,083.24	令和3年12月31日	令和4年4月13日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、主として国内の機関投資家や金融法人等を顧客とした投資一任契約によるもの、ならびに投資信託の運用といった投資運用業、投資助言・代理業及び第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業を行っております。また、経営の効率化と財務の健全化を図るため、自己資本を充実し、財務体質を悪化させるおそれのある投機的な取引は行わないこととしています。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品は、主として現金及び預金、未収委託者報酬、未収入金、未払金及び未払費用であり、当社取引先ならびに取引金融機関の信用リスク、為替や金利等の変動から生じうる市場リスク、資金の調達を行おうとするときに資金の調達を困難とする事態を生じうる流動性リスクがあります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当社は、上記の金融商品ならびにそのリスクを管理するため、経理規程に基づき、適切な資金の運用を行っています。

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

取引先としての顧客からの投資運用報酬等に関連し、取引先である顧客との契約書の締結、公開情報等をもとに顧客の本人確認と信用状況が投資適格相当以上であることの確認、契約更新時における顧客の信用状況の確認等のリスク管理を行っています。また、未収入金は、原則として6ヶ月を超えることのないように期日管理を行っています。

預金を行う金融機関等については信用状況の確認を行い、リスク管理を行っています。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建未収入金の為替リスクについては、最長でも四半期ごとに実現し、長期の未収入金を持たないことで為替変動リスクの低減を図り、リスク管理を行っています。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経営の効率化と財務の健全化を図るため、自己資本を充実し、主として社内の内部留保により運転資金の調達を図り、資金調達リスクに備えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第35期(令和2年12月31日)

令和2年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,365,501	2,365,501	—
(2) 未収委託者報酬	1,022,400	1,022,400	—
(3) 未収投資助言報酬	188,659	188,659	—
(4) 未収入金	304,669	304,669	—
資産計	3,881,230	3,881,230	—
(1) 未払費用	687,562	687,562	—
(2) 未払法人税等	124,871	124,871	—
負債計	812,434	812,434	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(2) 未収委託者報酬、(3) 未収投資助言報酬、(4) 未収入金

当社の金融商品取引業に付随する業務ならびに第一種及び第二種金融商品取引業にかかる報酬であり、すべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1) 未払費用、(2) 未払法人税等

未払費用はすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,365,501	—	—	—
未収委託者報酬	1,022,400	—	—	—
未収投資助言報酬	188,659	—	—	—
未収入金	304,669	—	—	—
合 計	3,881,230	—	—	—

第36期(令和3年12月31日)

令和3年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位： 千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,826,998	2,826,998	—
(2) 未収委託者報酬	1,271,274	1,271,274	—
(3) 未収投資助言報酬	181,766	181,766	—
(4) 未収入金	289,659	289,659	—
資産計	4,569,700	4,569,700	—
(1) 未払費用	1,195,079	1,195,079	—
負債計	1,195,079	1,195,079	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(2) 未収委託者報酬、(3) 未収投資助言報酬、(4) 未収入金

当社の金融商品取引業に付随する業務ならびに第一種及び第二種金融商品取引業にかかる報酬であり、すべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1) 未払費用

未払費用はすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位： 千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,826,998	—	—	—
未収委託者報酬	1,271,274	—	—	—
未収投資助言報酬	181,766	—	—	—
未収入金	289,659	—	—	—
合 計	4,569,700	—	—	—

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

第35期 (自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)	第36期 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)																																				
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付型の退職一時金制度および確定拠出年金制度を採用しております。退職一時金制度（非積立型であります。）では、退職給付として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左																																				
2. 確定給付制度 (1)簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>退職給付引当金の期首残高</td><td>156,830 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>33,591</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>△17,495</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金の期末残高</td><td>172,925</td></tr> </table> (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>172,925 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</td><td>172,925</td></tr> </table> <table> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>172,925</td></tr> <tr> <td>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</td><td>172,925</td></tr> </table> (3) 退職給付費用 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>33,591 千円</td></tr> </table>	退職給付引当金の期首残高	156,830 千円	退職給付費用	33,591	退職給付の支払額	△17,495	退職給付引当金の期末残高	172,925	非積立型制度の退職給付債務	172,925 千円	貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	172,925	退職給付引当金	172,925	貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	172,925	簡便法で計算した退職給付費用	33,591 千円	2. 確定給付制度 (1)簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>退職給付引当金の期首残高</td><td>172,925 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>28,708</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>△64,783</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金の期末残高</td><td>136,850</td></tr> </table> (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>136,850 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</td><td>136,850</td></tr> </table> <table> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>136,850</td></tr> <tr> <td>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</td><td>136,850</td></tr> </table> (3) 退職給付費用 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>28,708 千円</td></tr> </table>	退職給付引当金の期首残高	172,925 千円	退職給付費用	28,708	退職給付の支払額	△64,783	退職給付引当金の期末残高	136,850	非積立型制度の退職給付債務	136,850 千円	貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	136,850	退職給付引当金	136,850	貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	136,850	簡便法で計算した退職給付費用	28,708 千円
退職給付引当金の期首残高	156,830 千円																																				
退職給付費用	33,591																																				
退職給付の支払額	△17,495																																				
退職給付引当金の期末残高	172,925																																				
非積立型制度の退職給付債務	172,925 千円																																				
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	172,925																																				
退職給付引当金	172,925																																				
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	172,925																																				
簡便法で計算した退職給付費用	33,591 千円																																				
退職給付引当金の期首残高	172,925 千円																																				
退職給付費用	28,708																																				
退職給付の支払額	△64,783																																				
退職給付引当金の期末残高	136,850																																				
非積立型制度の退職給付債務	136,850 千円																																				
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	136,850																																				
退職給付引当金	136,850																																				
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	136,850																																				
簡便法で計算した退職給付費用	28,708 千円																																				
3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、12,726千円であります。	3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、22,291千円であります。																																				

(税効果会計関係)

(単位： 千円)

第35期 (自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)	第36期 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の 主な原因別内訳 繰延税金資産 賞与引当金損金算入限度超過額 18,454 未払費用否認 73,986 退職給付引当金 52,949 未払事業税 8,510 減価償却超過額 13,312 資産除去債務 5,115 役員退職慰労金引当金 3,041 その他 0 繰延税金資産小計 175,371 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △ 84,976 評価性引当額小計 △ 84,976 繰延税金資産合計 90,395	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の 主な原因別内訳 繰延税金資産 賞与引当金損金算入限度超過額 18,295 未払費用否認 117,237 退職給付引当金 41,903 未払事業税 5,183 減価償却超過額 780 資産除去債務 5,115 役員退職慰労金引当金 3,620 一括償却資産 1,582 その他 1,810 繰延税金資産小計 195,530 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △ 1,810 評価性引当額小計 △ 1,810 繰延税金資産合計 193,719
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 30.82% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 3.03% 住民税均等割等 0.11% 評価性引当金額 0.96% その他 △0.71% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 34.01%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 30.82% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 3.03% 住民税均等割等 0.18% 評価性引当金額 △16.10% その他 △0.08% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 17.64%
3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金 負債の修正 法人税等の税率の変更による繰延税金負債の金額の修正は ありません。	3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金 負債の修正 法人税等の税率の変更による繰延税金負債の金額の修正は ありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事務所の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約期間に応じて14.59年と見積り、割引率1.783%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

(単位： 千円)

	第35期 (自令和2年1月1日 至令和2年12月31日)	第36期 (自令和3年1月1日 至令和3年12月31日)
期首残高	16,436	16,707
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	-
時の経過による調整額	270	-
期末残高	16,707	16,707

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第35期(自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位： 千円)

	投資信託委託業	海外ファンドサービス等	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	2,852,798	899,889	308,071	151,932	4,012,489

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位： 千円)

日本	フランス	その他	合計
3,272,318	565,570	174,583	4,012,469

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位： 千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
アクサ生命保険株式会社	1,445,380	投信投資顧問業
ロケット・テクノロジー関連株ファンド -ロケット-	1,284,323	同上
アクサ・インベストメント・ マネージャーズ・ホールス	511,523	同上
ワールド・フィンテック革命ファンド -フィンテック-	305,594	同上

第36期(自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位： 千円)

	投資信託委託業	海外ファンドサービス等	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	3,408,338	773,788	292,029	118,457	4,592,590

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位： 千円)

日本	フランス	その他	合計
3,803,202	591,539	197,849	4,592,590

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位： 千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
アクサ生命保険株式会社	1,601,755	投信投資顧問業
ロボット・テクノロジー関連株ファンド -ロボテック-	1,469,691	同上
アクサ・インベストメント・ マネージャーズ・パリス	534,129	同上
ワールド・フィンテック革命ファンド -フィンテック-	255,388	同上

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第35期(自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)

該当事項はありません。

第36期(自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第35期（自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 （被所有） 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	アクサ・イン ベストメント ・マネージャ ーズ・エスエ ー	フランス、 パリ市	52,842千 ユーロ	持株会社	被所有 直接 100.00%	事務委託契約	サービス提供業務報酬 の受取(注1)	千円 24,558	未収運用受託報酬	千円 6,218
							営業費用の支払(注1)	138,098	未払金	49,801
							一般管理費の支払(注1)	5,088		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）サービス提供業務報酬、営業費用及び一般管理費の授受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 （被所有） 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社	アクサ・イン ベストメント ・マネージャ ーズ・パリス	フランス、 パリ市	1,421千 ユーロ	投資運用業	－	投資顧問契約の 再委任等	サービス提供業務報酬 の受取(注1)	千円 510,792	未収運用受託報酬	千円 184,927
							その他受入手数料 の受取(注1)	730	未収入金	229
							営業費用の支払(注1)	287,099	未払費用	89,399
							一般管理費の支払(注1)	541	未払金	374
親会社 の子会社	アクサ・イン ベストメント ・マネージャ ーズ・ユーク ー・リミテッ ド	イギリス、 ロンドン市	20,048千 ポンド	投資運用業	－	投資顧問契約の 再委任等	サービス提供業務報酬 の受取(注1)	29,811	未収入金	10,855
							営業費用の支払(注1)	741,599	未払費用	197,798
親会社 の子会社	アクサ生命 保険株式会社	日本、 東京都	85,000,000 千円	生命保険業	－	デリバティブ取引 の媒介等	投資助言報酬 の受取(注1)	908,071	未収投資助言報酬	188,859
							デリバティブ媒介業務報酬 の受取(注1)	104,398	未収入金	29,842
							一般管理費の支払(注1)	80,705		
親会社 の子会社	アクサ・イン ベストメント ・マネージャ ーズ・アジア (シンガポ ール)リミテッ ド	シンガポ ール	25,000千 シンガポ ールドル	投資運用業	－	投資顧問契約の 再委任等	サービス提供業務報酬 の受取(注1)	50,188	未収入金	7,098
							その他受入手数料 の受取(注1)	730		
							営業費用の支払(注1)	433,348	未払費用	128,219

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）サービス提供業務報酬、投資顧問報酬、その他受入手数料、営業費用、一般管理費、デリバティブ媒介業務報酬及び投資助言報酬の授受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

(3) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

アクサ・インベストメント・マネージャーズ エスエー（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

第36期（自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	アクサ・イン ベストメント ・マネージャ ーズ・エスエ ー	フランス、 パリ市	52,842千 ユーロ	持株会社	被所有 直接 100.00%	事務委託契約	サービス提供業務報酬 の受取(注1) 営業費用の支払(注1) 一般管理費の支払(注1)	千円 18,515 182,041 10,391	 未払金	千円 70,080

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）サービス提供業務報酬、営業費用及び一般管理費の授受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社	アクサ・イン ベストメント ・マネージャ ーズ・パリス	フランス、 パリ市	1,421千 ユーロ	投資運用業	－	投資顧問契約の 再委任等	サービス提供業務報酬 の受取(注1) その他受入手数料 の受取(注1) 営業費用の支払(注1) 一般管理費の支払(注1)	千円 534,244 △114 304,553 2,233	未収運用受託報酬 未払費用 未払金	千円 145,300 89,204 440
親会社 の子会社	アクサ・イン ベストメント ・マネージャ ーズ・ユーケ ー・リミテッ ド	イギリス、 ロンドン市	20,048千 ポンド	投資運用業	－	投資顧問契約の 再委任等	サービス提供業務報酬 の受取(注1) 営業費用の支払(注1)	54,545 1,080,308	未収入金 未払費用	18,545 318,525
親会社 の子会社	アクサ生命 保険株式会社	日本、 東京都	85,000,000 千円	生命保険業	－	デリバティブ取引 の媒介等	投資助言報酬 の受取(注1) デリバティブ媒介業務報酬 の受取(注1) 一般管理費の支払(注1)	292,023 57,534 59,782	未収投資助言報酬 未収入金 未払費用	181,788 15,854 33
親会社 の子会社	アクサ・イン ベストメント ・マネージャ ーズ・アジア (シンガポ ール)リミテッ ド	シンガポ ール	82,000千 シンガポ ールドル	投資運用業	－	投資顧問契約の 再委任等	サービス提供業務報酬 の受取(注1) その他受入手数料 の受取(注1) 営業費用の支払(注1)	34,551 △114 644,159	未収入金 未払費用	8,022 173,721

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）サービス提供業務報酬、その他受入手数料、営業費用、一般管理費、投資助言報酬及びデリバティブ媒介業務報酬の授受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

（３）財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
該当事項はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

アクサ・インベストメント・マネージャーズ エスエー（非上場）

（２）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第35期 (自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)		第36期 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	
1株当たり純資産額	24,277円84銭	1株当たり純資産額	27,989円83銭
1株当たり当期純利益金額	4,957円83銭	1株当たり当期純利益金額	3,711円98銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しないため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しないため記載していません。	
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎		1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益金額	568,241千円	損益計算書上の当期純利益金額	425,449千円
普通株式に係る当期純利益金額	568,241千円	普通株式に係る当期純利益金額	425,449千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。		普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株数	114,615株	普通株式の期中平均株数	114,615株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ① 名称：三菱UFJ信託銀行株式会社
- ② 資本金の額：324,279百万円（2022年3月31日現在）
- ③ 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務を兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

- ① 名称：株式会社SBI証券
- ② 資本金の額：48,323百万円（2022年3月31日現在）
- ③ 事業の内容：金融商品取引法に定める第一種金融取引業を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

- ① 名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ② 資本金の額：10,000百万円（2022年3月31日現在）
- ③ 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務を兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ④ 再信託の目的：原信託契約に係る信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行っています。

- （２）販売会社：当ファンドの募集、販売を行い、一部解約金・償還金・収益分配金の支払い等に関する事務等を行います。

３【資本関係】

- （１）受託会社：該当事項はありません。
（２）販売会社：該当事項はありません。

第３【参考情報】

該当事項はありません

独立監査人の監査報告書

2022年3月24日

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年7月4日

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアクサ世界株式ファンドの2021年10月29日から2022年4月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクサ世界株式ファンドの2022年4月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。